

別記様式第1 (第1条関係)

		※ 整理番号						
		※ 受理年月日						
		※ 証明書番号						
		※ 証明書交付年月日						
届出対象病原体等運搬届出書								
元号●●年●●月●●日								
東京都公安委員会								
●●県公安委員会 殿								
住所 東京都●●区●●○丁目●番●号								
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)								
●●研究所 所長 ●● ●●								
届出者の区分 (注1) ●種病原体等所持者								
担当者 ●● ●● 電話番号 ●●-●●●●-●●●●								
運搬日時 (注2)		元号●●年●●月●●日●●時●●分から 元号●●年●●月●●日●●時●●分まで						
出発地 (注3)		東京都●●区●●○丁目●番●号 ●●研究所 ●●庁舎						
到達地 (注3)		●●県●●市●●町●●番地●号 ●●研究所 ●●庁舎						
運搬経路	経由地点	距離 (k m)		路線名	所要時間 (分)	運行時間	運搬手段	備考 (注4)
		区間	キロ程					
	別紙1のとおり							



別紙1 (出発地から東京国際空港(羽田空港)までの間)

運搬経路及び運行時刻

経由地点 〔駐車予定場所〕		距離 (km)		路線名	所要 時間 (分)	運行 時間	運搬 手段	備 考
		区間	キロ程					
東京都	●●研究所 ●●庁舎		0.0			XX:XX		(注1)
		X.X		●●通り等	X			(注2)
	●●〇丁目交差点		X.X			XX:XX		
		X.X		●●通り	XX			
	●●〇丁目交差点		X.X			XX:XX		
		X.X		●●街道	XX			
	●●交差点		X.X			XX:XX	自動車	
	●●I C		X.X		●●通り	X		
		XX.X		首都高速●●●●線	XX		XX:XX	
●●J C T		XX.X				XX:XX		
	X.X		首都高速●●線	XX				
●●空港I C		XX.X				XX:XX		
	X.X		都道等	X			(注3)	
貨物ターミナル		XX.X				XX:XX		
計		約XX.X km				約X時間XX分	—	—

(注1) 出発時、到達時の動静連絡、車両確認を実施します。

(注2) 輸送中に荷物の点検及び積み替え、並びに運転手の休憩及び交代は行いません。

(注3) ●●空港I Cを降下後は、交通規制に従って目的の貨物ターミナル地区へ走行します。

【参考】

貨物ターミナル：●地区貨物ターミナル内 ●●貨物ビル

航空便：●●X X X便 羽田〇〇時〇〇分発 ●●〇〇時〇〇分着

別紙1 (●●空港から到達地までの間)

運搬経路及び運行時刻

経 由 地 点 〔駐車予定場所〕	距離 (km)		路線名	所要 時間 (分)	運行 時間	運搬 手段	備 考
	区間	キロ程					
●● 県	●●空港 貨物地区		0.0			XX:XX	(注1) (注2)
		X.X		周辺道路	X		
	●●●●●●交差点		X.X			XX:XX	
		X.X		県道●●号	X		
	●●丁字路		X.X			XX:XX	
		X.X		県道●号、国道●、●号	XX		
	●●交差点		X.X			XX:XX	自 動 車
		XX.X		県道●、●号	XX		
	●●交差点		XX.X			XX:XX	
	X.X		国道●●号	XX			
●●交差点		XX.X			XX:XX		
	X.X		国道●●号	X			
●●交差点		XX.X			XX:XX		
	X.X		周辺道路	X			
●●研究所●●庁舎		XX.X			XX:XX		
計	約XX.X km			約X時間XX分	—	—	

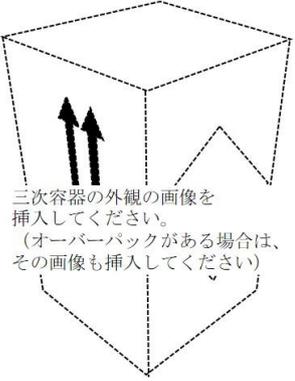
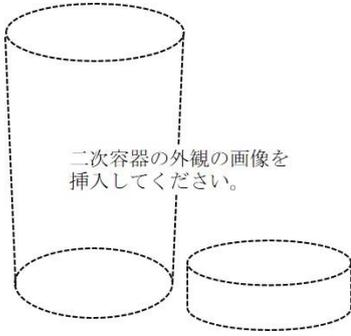
(注1) 出発時、到達時の動静連絡、車両確認を実施します。

(注2) 輸送中に荷物の点検及び積み替え、並びに運転手の休憩及び交代は行いません。

積載方法の概要

運搬中における病原体の漏えいや飛散等を防止するため、次の措置を行います。

- 1 運搬には国連規格容器を用い、下図のように防漏型 2 次容器と吸収材を用いた多重梱包を行います。

 <p>三次容器の外観の画像を挿入してください。 (オーバーバックがある場合は、その画像も挿入してください)</p>	 <p>二次容器の外観の画像を挿入してください。</p>	 <p>一次容器の外観と使用する吸収剤の画像を挿入してください。</p>
<p>外観 (三次容器等)</p>	<p>防漏型 2 次容器 (←三次容器内へ)</p>	<p>1 次容器及び吸収剤等 (←防漏型 2 次容器内へ)</p>

- 2 当該輸送容器の表面には下記の標識、表示等があるものを用います。
  - ・ UNマーク (告示様式第 1 関係)
  - ・ バイオマーク (告示様式第 2 関係)
  - ・ 天地無用マーク (相対する二側面) (告示様式第 3 関係)
  - ※液体の場合
    - ・ 必要事項が記載された内容物表示ラベル (告示第 4 関係)
    - ・ 封印シール (規則第 3 1 条の 3 6 第 2 号ハ関係)
- 3 ドライアイス等を充填する場合などオーバーバックを使用するときは、同表面にも必要な標識、表示等を行います。
- 4 上記 1 から 3 の事項については、運搬開始前までに荷送人のバイオセーフティ管理者の確認を受けて遵守します。

積載車両の外観

- 1 積載車両の外観は下図のとおりです。
- 2 積載した容器には、積載車両への衝突事故等による衝撃を防護するための措置を施します。

 <p>使用する車両の画像を挿入してください。</p> <p>東京都内</p>	 <p>使用する車両の画像を挿入してください。</p> <p>東京都内</p>	 <p>使用する車両の画像を挿入してください。</p> <p>東京都内</p>
 <p>使用する車両の画像を挿入してください。</p> <p>●●県内</p>	 <p>使用する車両の画像を挿入してください。</p> <p>●●県内</p>	 <p>使用する車両の画像を挿入してください。</p> <p>●●県内</p>
<p>前方</p>	<p>側面</p>	<p>後方</p>

運搬要領

運搬については、車両の運行前点検を行った上、関係交通法規を遵守して次のとおり行います。

- 1 運搬には以下の者が従事します。従事者が当該運搬に従事できないときは、運搬を開始する前までに出発地を管轄する都道府県公安委員会へ連絡の上、下記の予備員を充当します。

従事者の別	従事者氏名及び所属	予備員
運 転 者	東京都内：●●●●● (●●運送) ●●●●● 県内：●●●●● (●●運送)	東京都内：●●●●● (●●運送) ●●●●● 県内：●●●●● (●●運送)
同 行 者	東京都内：●●●●● (●●運送) ●●●●● 県内：●●●●● (●●運送)	東京都内：●●●●● (●●運送) ●●●●● 県内：●●●●● (●●運送)
見 張 人	同行者が兼務	同行者が兼務
運 行 責 任 者	同行者が兼務	同行者が兼務

- 2 運行前点検において積載車両に不備が見つかった時は、運搬を開始する前までに出発地を管轄する都道府県公安委員会へ連絡の上、下記の予備車両を使用します。

	自動車登録番号	最大積載重量
予 備 車 両	東京都内：●●●●XX●XXXX ●●●●● 県内：●●●●XX●XXXX	東京都内：X X X kg ●●●●● 県内：X X X kg

- 3 運行前に従事者に対して事故時の応急措置要領、連絡要領等を教育します。
- 4 運搬中の積載車両は、病原体を積み卸しするときを除いて確実に施錠を行います。
- 5 病原体を積み卸しする際や、病原体を積載したまま駐停車するときは、積載車両に関係者以外の者が接近しないよう、当該行為を監視出来る位置に見張人を配置します。
- 6 やむを得ず路上に駐停車する場合は、停止表示板を置き、病原体を監視するとともに交通安全の確保を行います。

車列の編成

車列の編成はありません。

応急措置要領

運搬中の事故の状況によって応急措置の要領は異なりますが、従事者は、人命救助、初期消火を行った上、原則として以下の携行資器材を活用して、特定病原体等イエローカードに記載の要領により感染拡大防止のための応急措置を行います。

No	携行資器材の品名	個数
1	シート（運搬容器を覆うことができるもの）	1枚以上／運搬容器
2	立入制限用ロープ	20m以上／積載車両
3	使い捨てマスク	5個以上
4	保護眼鏡（ゴーグル）	5個以上
5	使い捨てビニール手袋	5個以上
6	中和剤（0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液）	500ml／運搬容器
7	ビニール袋（大）	5枚以上
8	紙タオル	1束以上／積載車両
9	消火器	1式／積載車両
10	標識（立入禁止用）	1式／積載車両
11	赤色合図灯	1本／積載車両
12	自動車用緊急保安炎筒	1本／積載車両
13	特定病原体等イエローカード（見本：A4裏表）	1枚／人



警察機関への連絡要領

- 1 警察ほか関係機関等への通報や連絡は下記の「通報連絡体制」の要領により行います。
- 2 交通事故、病原体等の盗取等の事故等が発生した場合は、速やかに110番通報を行います。
- 3 事故が発生した場合の通報や連絡にあたっては下記の必要事項を速やかに伝えます。
  - (1) 事故発生時刻及び場所
  - (2) 事故の原因及び状況
  - (3) 負傷者、汚染の有無
  - (4) 事故の拡大性の有無
  - (5) 講じた措置
  - (6) 連絡者の氏名及び今後の連絡先

通報連絡体制

- A：通常時の動静連絡の場合（出発時、到着時の連絡）  
 B：予定経路上での交通渋滞等により運行時刻が予定より遅れる場合  
 C：積載車両等に交通事故等の非常事態が発生した場合（C'：漏えい事故時のみ）

